一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　沼の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県最上郡最上町大字若宮
字沼ノ沢山　八七五番一　一号及び二号
八七九番一　三号
八七七番　四号
八九三番五九　五号
八七八番　六号及び七号
八九三番三七　八号
八九三番三三　九号
八九三番六　十号
字上太郎田　八七六番二　十一号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大里沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県北村山郡大石田町大字次年子
字土手　一六七六番地先道路敷　一号及び二十五号
字大里林　一一五七番四　二号から十二号まで
一一五七番一　十三号から十九号まで
九六番一二　二十号から二十二号まで
一二〇三番三　二十三号及び二十四号

○国土交通省告示第二百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年三月十三日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　長内沢
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成八年建設省告示第千百八十一号で指定した同号十三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域　岩手県下閉伊郡岩泉町小本
字上中野　五三番一一六　一号及び二号
五三番一二〇　三号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号と五号を結んだ線及び標柱四号と五号を平成四年建設省告示第百七十九号で指定した同号十五及び平成八年建設省告示第千百八十一号で指定した同号十三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域　岩手県下閉伊郡岩泉町小本
字長内　五五番五　四号及び五号

○国土交通省告示第二百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年三月十三日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　下刺牛沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道白糠郡白糠町
刺牛一丁目　二番一　一号
刺牛　一三五番一　二号から十二号まで
刺牛二丁目　三番一　十三号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　刺牛2号川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号まで順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道白糠郡白糠町
刺牛三丁目　四番五　一号
四番八　八号
刺牛　一三五番一　二号、四号及び五号
一三五番二　三号、六号及び七号

○国土交通省告示第二百三十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年三月十三日
国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
東海ドック工業株式会社　本社工場	三重県四日市市臼須賀二丁目2番12号	排気タービン過給機の空気冷却器	平成25年2月27日から平成30年2月26まで

○海上保安庁告示第六十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十五年三月十三日
海上保安庁長官　北村　隆志

名称	神崎川橋橋梁灯（Ｃ一灯）	名称	神崎川橋橋梁灯（Ｌ一灯）
位置	神崎川橋橋梁灯（Ｃ一灯）の北西方約五六メートル	位置	神崎川橋橋梁灯（Ｃ一灯）の北東方約五四メートル
所在地	三四―四一―一四	所在地	三四―四一―一〇
北緯	一三五―二四―四六	北緯	一三五―二四―四七
東経	三三三度から一五三度まで	東経	三三三度から一五三度まで
変更した事項	平成二十五年二月二十日	変更した事項	平成二十五年二月二十日
明弧	阪神港大阪区（大阪常吉防波堤灯台の北北東方約一・五キロメートル）	明弧	神崎川橋橋梁灯（Ｒ一灯）
変更年月日	平成二十五年二月二十一日	変更年月日	平成二十五年二月二十日

名称	千葉港第四号仮設灯浮標	名称	大蛇港外北防波堤灯台
位置	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北方約一・二キロメートル）	位置	青森県三戸郡階上町（大蛇港外北防波堤外端）
所在地	三五―三四―四四	北緯	四〇―二八―一九
北緯	一四〇―〇二―四八	東経	一四一―三九―〇五
東経	千葉港第四号灯標	変更した事項	実効光度二五カンデラ
変更した事項	赤色円すい形頭標一個付　柱形	光度	三・五海里
名称	全度	光達距離	地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル
位置	平均水面上から構造物の頂部まで八・九メートル　平均水面上から灯火まで八・七メートル	高さ	
所在地	附属施設　レーダー反射器	変更年月日	平成二十五年二月二十一日
北緯	平成二十五年二月二十一日	記事	一時名称等変更中のところ記事変更のうえ復旧
東経	一時名称等変更中のところ記事変更のうえ復旧		
変更した事項			
光度			
光達距離			
変更年月日			

名称	頭埼灯台
位置	愛媛県松山市（頭埼）
所在地	三三―五五―三五
北緯	一三二―四二―〇七
東経	実効光度三九〇カンデラ
変更した事項	七・五海里
光度	平成二十五年二月二十一日
光達距離	
変更年月日	